

# イーストスプリング・ インドネシア債券オープン(毎月決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

**イーストスプリング・インベストメンツ株式会社** 金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第379号  
PCAアセット・マネジメント株式会社は、2012年2月14日付けで商号を「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に変更いたしました。

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年 12 回(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ

※商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

- 本書により行う「イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 24 年 1 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 24 年 2 月 12 日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

#### <委託会社の情報>

委託会社名 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
 設立年月日 平成 11 年 12 月 1 日  
 資本金 649.5 百万円（平成 23 年 11 月末現在）  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 5,348 億円（平成 23 年 11 月末現在）

# I ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券を通じて主としてインドネシアの債券に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

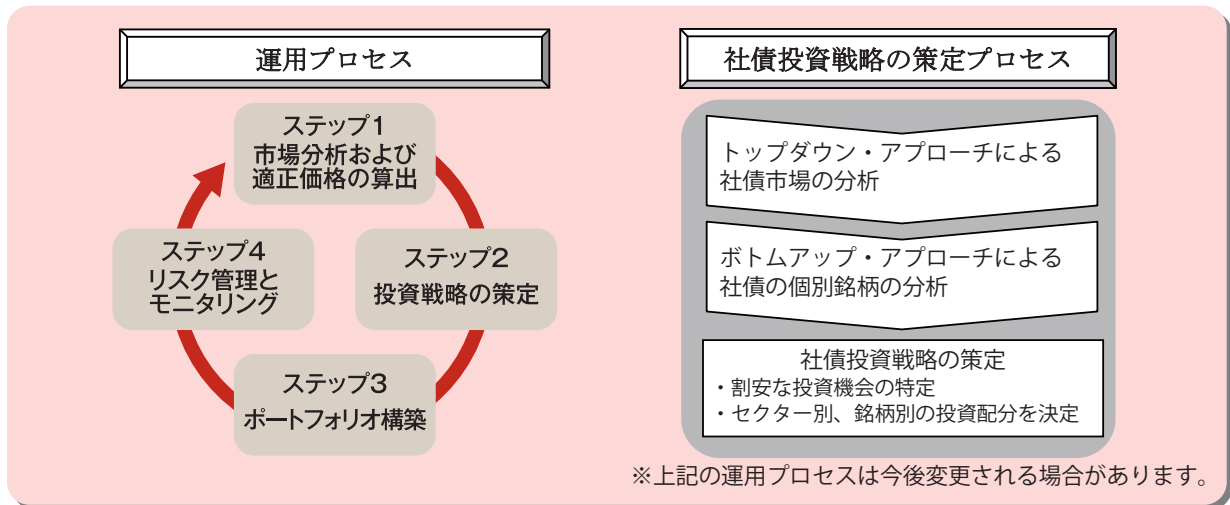
※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

## ファンドの特色

### 1 投資信託証券を通じて、主としてインドネシアの債券に投資を行います。

#### イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド（主要投資対象ファンド）の特徴

1. 主として、インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債\*、地方債および社債\*\*等に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンを最大化を目指した運用を行います。
  - \* インドネシア政府が50%以上出資している企業が発行する債券
  - \*\* インドネシアで設立された企業またはインドネシアを中心に事業を営んでいる企業が発行する債券
2. 主に、インドネシア・ルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。  
インドネシア・ルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシア・ルピア建てとなるように為替取引を行います。  
(注1) 資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシア・ルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。  
(注2) インドネシア・ルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。
3. 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。
4. 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

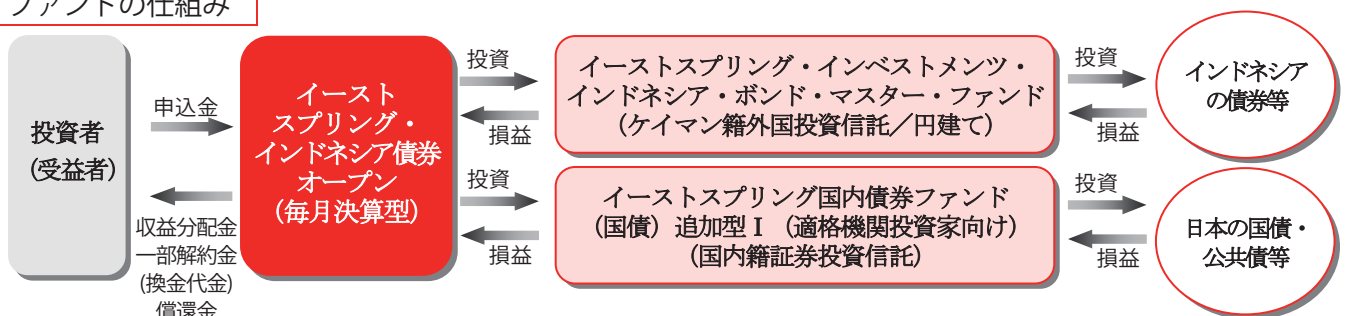


### 2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

■当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

■原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

#### ファンドの仕組み



## <追加的記載事項>

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在の情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

### 投資対象ファンドの概要

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	
形態	ケイマン籍外国投資信託／オープン・エンド型／円建て	
主な投資対象	インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債、地方債および社債	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社／受託会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一発行体の発行する公社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。ただし、国債、政府保証債、国際機関債についてはこの限りではありません。</li> <li>・信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。</li> <li>・デリバティブ取引（NDF取引を含みます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>	
申込手数料	ありません。	
運用報酬および管理費用等	年率0.45%（上限）	
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料、ファンドの設定に係る費用等がかかります。	
設定日	2012年2月29日（予定）	
決算日	毎年12月31日	
ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	BofAメリルリンチ国債インデックス（1-10年債）*	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資には、制限を設けません。</li> </ul>	
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.21%（税抜0.2%）	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

※バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

## 3 毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- 毎月決算を行い、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、収益分配を行います。第1期の決算日は平成24年5月18日とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

### <収益分配のイメージ>



※上記の図は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

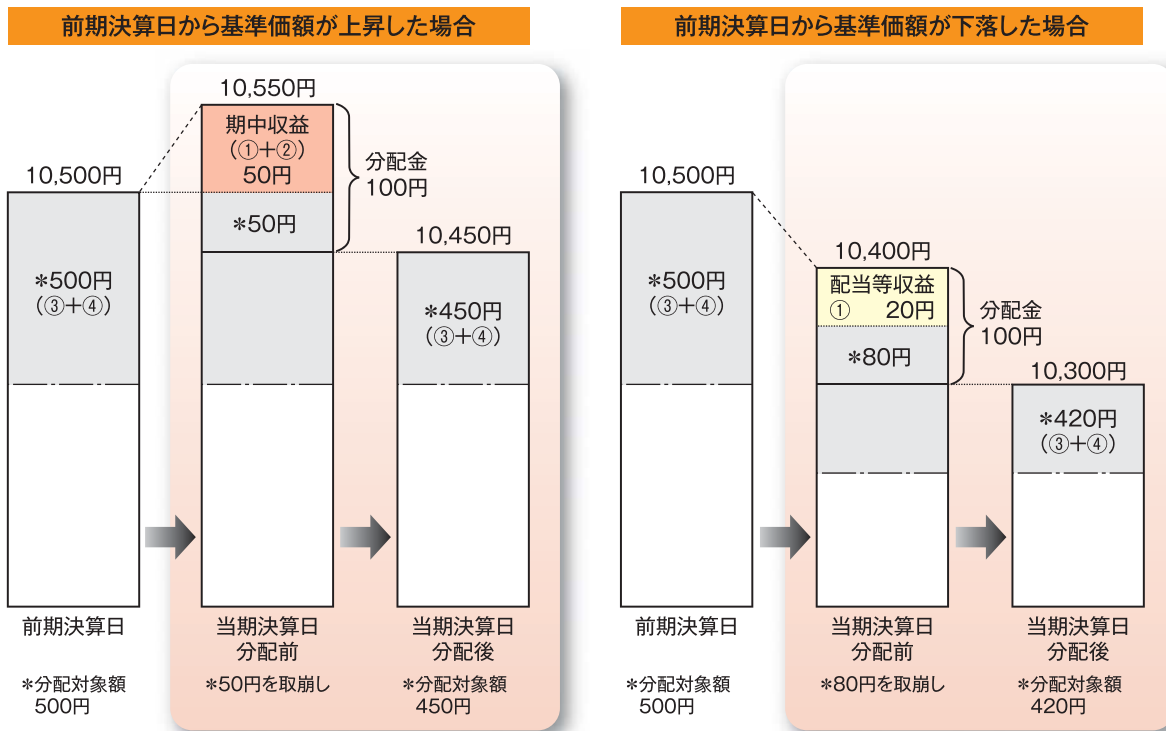
## 〔 収益分配金に関する留意事項 〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



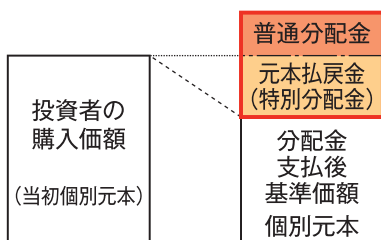
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益    ②経費控除後の売買益・評価益    ③分配準備積立金    ④収益調整金

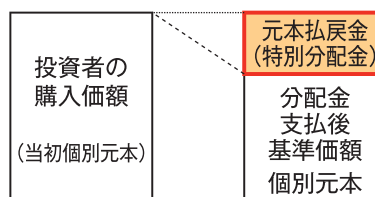
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

### <基準価額の変動要因となる主なリスク>



#### 為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



#### 金利変動リスク 金利変動による債券の価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券を実質的な投資対象としますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



#### 信用リスク 債券の発行者の債務不履行（元本や利子の支払い不能）リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があります。



#### 流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシア・ルピア建て以外の主要国通貨（主に米ドル）建て債券についてはNDF取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。NDF取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、NDF取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。
- インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されるため、基準価額が影響を受ける場合があります。

### リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において投資先のファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行うとともに、当該ファンドの監査報告書等の提出を求めています。また、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。



## 運用実績

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

当ファンドは2012年2月29日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

### ■基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### ■分配の推移

該当事項はありません。

### ■主要な資産の状況

該当事項はありません。

### ■年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

# IV

## 手続・手数料等

### お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：お申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドネシアの銀行休業日 ②インドネシアの公休日および政令指定休日 ③ニューヨークの銀行休業日 ただし、委託会社が別に定める日を購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：平成24年2月14日から平成24年2月28日まで 継続申込期間：平成24年2月29日から平成25年5月16日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	原則として無期限（平成24年2月29日設定）
繰上償還	信託終了前に、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎月18日（休業日の場合は翌営業日） ただし、第1期の決算日は平成24年5月18日とします。
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円（当初設定上限額 300億円）
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回（2月および8月）の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

### ファンドの費用・税金

#### <ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料 3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
- 信託財産留保額 換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬） 純資産総額に対して年率1.1865%（税抜1.13%）を乗じて得た額が毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。

各販売会社の取扱い純資産残高のうち	300億円以下の部分		300億円超の部分
	配 分	委託会社	年率0.41685%（税抜0.397%）
	販売会社	年率0.74550%（税抜0.710%）	年率0.78750%（税抜0.750%）
	受託会社	年率0.02415%（税抜0.023%）	年率0.02415%（税抜0.023%）
投資対象とする投資信託証券	年率0.45%（上限）		
実質的な負担	年率1.6365%（上限）（税込）		

■その他の費用・手数料 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、監査費用等を信託財産よりご負担いただきます。

※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は、平成23年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。